二十五　重粒子線治療
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
限局性固形がん
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら放射線科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。
②　放射線科専門医であること。
③　当該療養について二年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　放射線科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　診療放射線技師が配置されていること。
④　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑤　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑦　当該療養について十例以上の症例を実施していること。

二十六　腫瘍脊椎骨全摘術
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
脊椎腫瘍
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら整形外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。
②　整形外科専門医であること。
③　当該療養について五年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　整形外科及び麻酔科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
③　呼吸器外科専門医及び消化器外科専門医が配置されていること。
④　病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
⑤　臨床工学技士が配置されていること。
⑥　病床を二百床以上有していること。
⑦　当直体制が整備されていること。
⑧　緊急手術体制が整備されていること。
⑨　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑩　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑪　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
⑫　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑬　当該療養について五例以上の症例を実施していること。
⑭　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

二十七　31燐―磁気共鳴スペクトロスコピーとケミカルシフト画像による糖尿病性足病変の非侵襲的診断
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
糖尿病性足病変
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら内科又は放射線科に従事し、当該診療科について七年以上の経験を有すること。
②　糖尿病専門医（社団法人日本糖尿病学会（昭和六十年一月二十八日に社団法人日本糖尿病学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。）又は放射線科専門医であること。
③　当該療養について五年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　内科又は放射線科を標榜していること。
②　当該療養を主として実施する医師が専ら内科に従事している場合にあっては、当該診療科において二名以上の常勤の医師及び放射線科において医師が、当該療養を主として実施する医師が専ら放射線科に従事している場合にあっては、当該診療科において二名以上の常勤の医師が配置されていること。
③　診療放射線技師が配置されていること。
④　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑤　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑥　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

二十八　神経芽腫の遺伝子検査
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
神経芽腫
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら小児科又は小児外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　小児科専門医又は小児外科専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　小児科又は小児外科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
④　臨床検査技師が配置されていること。
⑤　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑦　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。
⑧　当該療養について三例以上の症例を実施していること。

二十九　硬膜外腔内視鏡による難治性腰下肢痛の治療
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
腰椎椎間板ヘルニア、腰部脊柱管狭窄症又は腰下肢痛（腰椎手術を実施した後のものであって、保存治療に抵抗性を有するものに限る。）